

農地転用許可申請 必要資料一覧表

↓HPからダウンロードできる資料に○を付けています。

○	許可申請書 ・農地法第5条の規定による許可申請書（権利移動を伴う転用の場合） ・農地法第4条の規定による許可申請書（権利移動を伴わない転用の場合）
○	許可申請を代理人が行う場合：委任状 ・委任状（5条許可申請） ・委任状（4条許可申請）

1.土地の特定に関する資料

	土地の全部事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
	公図（申請日前3か月以内に発行されたもの）
	位置図（広域な地図、10,000分の1から50,000分の1程度のもの） ※申請箇所を赤枠で示した上で、「申請地」と明記してください。
	案内図（2,000分の1程度のもの） ※申請箇所を赤枠で示した上で、「申請地」と明記してください。
	筆の一部申請の場合：申請地の位置を特定した図面で分筆登記申請に添付する測量図（5条許可申請は4部、4条許可申請は3部）
	(道水路等)境界確定図（申請地に接道する部分すべて、道路管理課(分庁舎4階)で発行） ※申請地との境界を赤線で示してください。

2.土地の利用関係に関する資料

	申請地以外の土地（農地以外）も含めて転用する場合：当該土地の土地利用にかかる契約書の写し及び土地の全部事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
	申請地に進入するために民地を通行する場合：当該民地の所有者の通行承諾書及び土地の全部事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
○	申請地に地役権等が設定されている場合：転用に対する同意書 ※東京電力(株)の地役権が設定されている場合は、書面による同意書が必要です。 お問い合わせ先：東電用地株式会社 神奈川支社 送变电用地グループ 045-394-7146
	申請地に青地等が含まれている場合：当該青地等の払い下げに係る契約書等の写し ※藤沢市が管理者である場合は、道路管理課（分庁舎4階）と協議してください。
	申請地が土地改良区域内に存在する場合：土地改良区の意見書
	土地に仮登記がついている場合で、申請者が仮登記名義人と異なる場合： 仮登記名義人の同意書又は承諾書（権利設定の場合）

3.転用目的に係る資格に関する資料

	法人の全部事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
	定款又は寄付行為の写し（最新の状態のもの）
	法人化されていない場合（個人事業主等）：最新年分の確定申告書の写し

4. 事業計画全般に関する資料

○	<p>転用理由書（申請の理由、経緯等を記載） ※他の土地ではなく、申請地（農地）を利用しなければならない具体的な理由を明記してください。 ・理由書（5条許可申請） ・理由書（4条許可申請）</p>
○	<p>事業計画書</p>
	<p>土地利用計画図 ※駐車場の場合は駐車区画、資材置場の場合は資材の種類・量、その他構造物の配置等の具体的な利用計画を図中に明示してください。 ※被害防除措置（農地との境界に設置する土留等の種類と地上高、雨水対策方法等）を明示してください。 ※各寸法、隣地の地番と現況地目を明示してください。</p>
	<p>工程表（許可後から工事終了まで） ※許可申請書に記載の工期と合うようにしてください。 ※許可前の事前着工はできませんのでご注意ください。</p>

5.被害防除に関する資料

	<p>大規模な転用案件で開発許可申請時に提出を求められた場合のみ：雨水の流量計算書、擁壁、水路等の構造を説明する資料（仕様書等）</p>
	<p>隣接農地への日照被害の審査が必要と認められる場合：日影図</p>

6. 資金計画に関する資料

	<p>見積書（申請日前1か月以内に作成されたもの） ※日付、業者の代表者印があるもの。 ※被害防除に関する工事（土留設置等）が明記されていること。 ※土地購入費の見積書は不要。ただし、許可申請書・事業計画書に金額を記載してください。</p>
	<p>残高証明書（申請日前1か月以内に発行されたもの） ※農地転用許可申請に係る工事費のほか、土地購入費や賃借料を含めた金額が必要です。 ※全額について融資を受ける場合は不要です。</p>
	<p>融資を受ける場合：融資証明書（申請日前1か月以内に発行されたもの） ※農地転用許可申請に係る工事費のほか、土地購入費や賃借料を含めた金額が必要です。 ※金融機関等が融資証明書を発行できない場合は、申請者が融資の申込を行った旨の書面（融資申込書の写し等）に代えることができます。</p>
	<p>金融機関以外から融資を受ける場合：融資者の残高証明書（申請日前1か月以内に作成されたもの） ※農地転用許可申請に係る工事費のほか、土地購入費や賃借料を含めた金額が必要です。</p>

7.その他事業計画に関して必要となる資料

	<p>関係法令の許認可等を事前に受ける必要がある場合：関係法令の許可書等の写し</p>
	<p>土地収用法等の対象事業の施行に基づく収用等の代替地に係る申請をする場合：土地収用に係る証明書</p>

8.一時転用の際に必要となる資料

○	<p>農地復元誓約書 ※譲受人、譲渡人の連名で提出してください。</p>
	<p>土地所有者との契約書の写し</p>
○	<p>農地復元に大規模な工事を要する場合：農地復元計画書 ※譲受人、譲渡人の連名で提出してください。</p>

9. 土地の全部事項証明書と申請者に食い違いがある場合に添付する資料

	土地の全部事項証明書の住所と申請書の住所が異なる場合：住民票の写し等（住所異動の経過が確認できるもの）
	婚姻等により氏名に変更が生じている場合：戸籍謄本等
	登記簿上の地権者に相続が発生している場合：相続関係説明図、戸籍謄本（法定相続人全員が判明する資料） ※遺産分割協議が完了している場合には遺産分割協議書も必要となります。

10. 単独申請をする場合に添付する資料

	申請地を競売・公売により取得する場合：売却決定の期日調書又は公売調書の写し等
	申請地の遺贈を受けた場合：遺言証書の写し等

11. 建築物を建築する場合に必要なとなる資料

	建築物の配置図 ※建築物の位置、建築面積、施設間の距離、隣接地からの距離が判明するもの。 ※土地利用計画図で代用可
	建築物の平面図・立面図
	建築物の構造を説明する資料（建築概要、外部・内部仕上表等）

12. 緑化を行う場合に必要となる資料

	開発許可申請時に提出を求められた場合のみ：樹木の種類及び種類ごとの本数を説明する資料
--	--

13. 福祉施設等を設置する場合に必要なとなる資料

	補助金を受ける場合：補助金内示にかかる資料又は交付決定文書の写し
	社会福祉・医療事業団から融資を受ける場合：社会福祉・医療事業団からの融資証明書の写し又は同事業団の受理印がある融資申込書の写し

14. 農地造成等造成工事を行う場合に必要となる資料

	造成計画平面図（縦断面、横断面の位置を示すこと） ※土地利用計画図で代用可
	造成計画縦断面図
	造成計画横断面図
	土量計算書
	土砂搬入・搬出経路図
	農地造成の場合：搬入土を説明する資料（成分表）
	農地造成の場合：営農計画書
○	田の農地造成工事を行う場合等：水利組合の同意書
	農地造成において、複数の地権者の筆を一体として施工する場合等：測量図等境界復元に必要となる資料（必要に応じて添付）

15. 駐車場・資材置場等建築物を建築しない場合に必要となる資料

<input type="checkbox"/>	転用目的以外に供さず、建築物を建築しない旨の誓約書
<input type="checkbox"/>	駐車場の場合：駐車場需要を示す資料（駐車場要望書） ※個人が使用する場合は利用者リスト（氏名、車のナンバーを明記）、法人が使用する場合は車両リストと車検証の写し

16. 建売住宅・建築条件付宅地分譲目的で転用する場合に必要な資料

	建売住宅の場合：建設業許可書の写し
	宅建業免許の写し
	造成、建築、販売の詳細な計画書
	建築条件付宅地分譲の場合：住宅建築請負会社との契約等 ※建築を請負う会社及び契約形態等を明確に示す書面を添付する。
	建築条件付宅地分譲の場合：販売条件の詳細を示す書面（契約書のひな形でも可）
	都市計画法の開発許可を伴わない場合：目的どおりに転用する旨の誓約書

17. 自己住宅目的で転用する場合に必要な資料

	現在自己住宅を所有していない場合：現在の自宅が自己所有の住宅でないことを証明する資料（現在の自宅の賃貸借契約書の写し等）
	現在自己住宅を所有している場合：現在の自宅の売買契約書の写し等
	住民票（発行日から3ヶ月以内のもの（原本））
	無資産証明書（発行日から3ヶ月以内のもの（原本）、税制課（本庁舎4階）で発行）
	都市計画法の開発許可を伴わない場合：目的どおりに転用する旨の誓約書
	農家分家住宅への転用の場合：家系図（本家世帯、分家世帯の関係がわかるもの）

18. その他

<input type="checkbox"/>	隣接土地所有者・耕作者等事前説明経過書
	開発許可を伴う場合：都市計画法第32条の規定に基づく公共施設に関する同意及び協議書の写し
	契約済の場合：申請地にかかる売買契約書、賃貸借契約書の写し
	資材置場用地又は駐車場用地への転用の場合：現置場（現駐車場）、新置場（新駐車場）、事業所との位置関係を示す地図および現地写真
	その他、神奈川県、農業委員会が必要と認める資料

- 注意
- ・ 申請書は＜原本2部＞
 - ・ 添付資料は2部（1部写し）
 - ・ 許可申請の締切日は、毎月10日（10日が閉庁日の場合は、繰上げ）です。